



栃木県公報

令和5(2023)年
6月6日(火)
第410号

目次

告 示

- 介護保険法による介護医療院の開設許可..... 477
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 477
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 478
- 土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 479
- 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 479
- 土砂災害警戒区域の指定..... 480
- 土砂災害特別警戒区域の指定..... 480
- 栃木県収入証紙を売りさばく者の指定..... 481

内水面漁場管理委員会

- 公聴会の開催..... 481

調達等公告

- 落札者等の公示..... 494
- 同..... 495
- 同..... 495

告 示

栃木県告示第229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年6月6日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	介護医療院		許可の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
09B0600020	医療法人矢尾板記念会 理事長 矢尾板 誠一	介護医療院だんえん	日光市木和田島 3008番地10	令和5 (2023)年 5月1日	介護医療院

栃木県告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年6月6日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		

0971301791	合同会社みちスピリ 代表社員 黒田 美知子	ヘルパーステーションであし	那須塩原市中央町 4番17号	令和5 (2023)年 5月1日	訪問介護
0970600193	社会福祉法人 大恵会 理事長 石川 玄子	ひかりの里	日光市今市1086番 地2	令和5 (2023)年 5月1日	訪問入浴介護
0970900908	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護 サービス真岡	真岡市亀山1丁目 6番地2 磯貝住 宅B号	令和5 (2023)年 5月1日	訪問入浴介護
0960290161	株式会社武井 代表取締役 武井 一郎	足利東訪問看護ス テーション	足利市稲岡町836 番地	令和5 (2023)年 5月1日	訪問看護
0960590040	株式会社 福祉舎 代表取締役 野澤 充	訪問看護「暖らい ふ」	鹿沼市北半田1489 番地1	令和5 (2023)年 5月1日	訪問看護
0970803177	社会福祉法人令和会 理事長 細野 三好	短期入所生活介護 事業所大沼の里	小山市荒井6番地 2	令和5 (2023)年 5月1日	短期入所生 活介護
0970203758	両毛丸善株式会社 代表取締役 河内 覚	グッドネス足利	足利市福富町2172 番地1	令和5 (2023)年 5月1日	特定施設入 居者生活介 護
0970203766	MIZUKO合同会社 代表社員 山藤 佑樹	MIZUKO福祉サー ビス	足利市小俣町2740 番地1	令和5 (2023)年 5月1日	福祉用具貸 与
0970203766	MIZUKO合同会社 代表社員 山藤 佑樹	MIZUKO福祉サー ビス	足利市小俣町2740 番地1	令和5 (2023)年 5月1日	特定福祉用 具販売

栃木県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年6月6日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970600193	社会福祉法人 大恵会 理事長 石川 玄子	ひかりの里	日光市今市1086番 地2	令和5 (2023)年 5月1日	介護予防訪 問入浴介護
0970900908	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護 サービス真岡	真岡市亀山1丁目 6番地2 磯貝住 宅B号	令和5 (2023)年 5月1日	介護予防訪 問入浴介護

0960290161	株式会社武井 代表取締役 武井 一郎	足利東訪問看護ステーション	足利市稲岡町836番地	令和5(2023)年5月1日	介護予防訪問看護
0960590040	株式会社 福祉舎 代表取締役 野澤 充	訪問看護「暖らいふ」	鹿沼市北半田1489番地1	令和5(2023)年5月1日	介護予防訪問看護
0970803177	社会福祉法人令和会 理事長 細野 三好	短期入所生活介護事業所大沼の里	小山市荒井6番地2	令和5(2023)年5月1日	介護予防短期入所生活介護
0970203758	両毛丸善株式会社 代表取締役 河内 覚	グッドネス足利	足利市福富町2172番地1	令和5(2023)年5月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
0970203766	MIZUKO合同会社 代表社員 山藤 佑樹	MIZUKO福祉サービス	足利市小俣町2740番地1	令和5(2023)年5月1日	介護予防福祉用具貸与
0970203766	MIZUKO合同会社 代表社員 山藤 佑樹	MIZUKO福祉サービス	足利市小俣町2740番地1	令和5(2023)年5月1日	特定介護予防福祉用具販売

(高齢対策課)

栃木県告示第232号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和3年栃木県告示第620号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和5(2023)年6月6日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
那須塩原市塩原410-I-015	略	略	那須塩原市塩原410-I-015	略	略
			那須塩原市塩原410-I-017	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第233号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和3年栃木県告示第621号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和5(2023)年6月6日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
那須塩原市塩原410-I-015	略	略	略	那須塩原市塩原410-I-015	略	略	略
				那須塩原市塩原410-I-017	<u>別紙図面のとお</u> り。(図面省略)	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>別紙図面のとお</u> り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び大田原市役所において縦覧に供する。

令和5（2023）年6月6日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
那須塩原市塩原410-I-017	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び大田原市役所において縦覧に供する。

令和5（2023）年6月6日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
那須塩原市塩原410-I-017	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)

(砂防水資源課)

栃木県告示第236号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年6月6日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	売 り さ ば き 場 所
令和5(2023)年5月29日	小室 達哉	栃木市西方町元924-1 ローソン西方バイパス店

(会計局会計管理課)

内水面漁場管理委員会

○公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5(2023)年6月6日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

1 日 時

令和5(2023)年7月3日(月)午後1時30分から午後3時まで

2 場 所

宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁研修館4階402研修室

3 案 件

栃木県知事より諮問のあった第5種共同漁業及び第2種区画漁業に係る別表の漁場計画案について

4 公聴会において意見を述べることのできる者の範囲

- 別表の漁場計画案の漁場の区域内において漁業権を有する者
- 別表の漁場計画案の漁場の区域内の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合の組合員
- その他利害関係のある者

5 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、令和5(2023)年6月26日(月)午後5時15分までに住所、氏名、職業、発言の要旨及びその理由を具体的に記載した書面を栃木県内水面漁場管理委員会(〒320-8501宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県農政部農村振興課内)に持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送による場合は、書留とすること。

別表

1 共同漁業

(1) 公示番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、漁業の名称、漁業の時期、存続期間及び関係地区

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	関係地区
内共第1号	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 茂木町 市貝町 那須郡 那須町	茨城県境より上流の那珂川及び支流(逆川、原川、鮎田川、高田川、塩田川(逆川支流)、神井川、坂井川、菅又川、深沢川、八反田川、木須川、川戸川、小木須川、烏生田川、長手川、生井川、解石	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 茂木町 市貝町 那須郡 那須町

那珂川町	川、荒川（矢板市大槻地先黒岩堰より下流の区域）、江川（荒川支流）、岩川（江川支流）、引田川、西江川、塩田川（荒川支流）、小川、万行川、隅川、長者川、内川、江川（内川支流）、塚原川、宮川、築目川、中川、大江川、前沢川、天沼川、石田川、金精川、木ノ芽沢川、菅の沢川、谷川、空沢川、清水川（那須烏山市初音地先で那珂川と合流）、大沢川（那須烏山市大沢地先で那珂川と合流）、中山川、富山川、鷲の子沢川、城間川、武茂川、久那川、矢又川、大内川、ヨガ沢川、大室川、砂川、大那地川、盛谷川、久通川、保の内川、大波川、入郷川、間越川、仲山川、木曾分川、檜沢川、浅ヶ沢川、大川沢川、谷田川、権津川、小口川、箒川（那須塩原市塩原地先箒川発電所取水堰堤より下流の区域）、岩川（箒川支流）、なめり川、巻川、神福川、蛇尾川、町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、西沢川、小蛇尾川、鍋有沢川、カマ沢川、篠谷川、百村川、深川、念仏川、加茂内川、佐久	しまどじょう 漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 かに漁業	那珂川町
------	---	---	------

		山川、唐滝沢川、野沢川、清水川（箒川支流）、下戸倉沢川、上戸倉沢川、亀久川、立沢川、海法地沢川、滑川、日暮沢川、八塩沢川、松葉川、岡沢川、野上川、尻高田川、愛吉沢川、羽黒沢川、前松葉川、奈良戸沢川、木佐美沢川、木佐美川、鍛冶内川、湯坂川、堂川、上堂川、新上堂川、相の川、大清水川、余笹川、稲沢川、黒川、三蔵川、奈良川、菖蒲川、大和須川、梓川、ドロブ川、木下川、荒金沢川、黒田川、板敷川、棒川、四ツ川、苦戸川、白戸川、高野川、なら沢川、湯川（那須町大字高久蕪中地先で那珂川と合流）、高尾股川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢川、沢名川、小沢名川、木の俣川、西俣沢川、ヒツ沢川、湯川（那須塩原市板室字塩沢地先で那珂川と合流）、小沼沢川、矢沢川、大川、形部沢川、コブキ沢川、大沢川（那須塩原市深山ダムより上流の那珂川と合流）、大スミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢川、湯川（那須塩原市三斗小屋地先で那珂川と合流）、峠沢川及び赤岩沢川）の区域					
内	大田原市	茨城県境より上流の	第5種	さくらます・	1月1日	令 和 6	大田原市

共 第 2 号		押川及び支流（石畑 沢川、江戸の沢川、 大道沢川、米梨沢川 及び如来川）の区域	共同漁 業	やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	から12月 31日まで	(2024)年 1月1日 から令和15 (2023)年 12月31日ま で	
内 共 第 3 号	矢板市 塩谷郡 塩谷町	矢板市大槻地先黒岩 堰より上流の荒川及 び支流（西荒川（西 荒川ダムの湛水区域 通称東古屋湖を含 む。）、東荒川（東荒 川ダムの湛水区域を 含む。）、尚仁沢川、 黒沢川、石小屋沢 川、天上沢川、大名 沢川、シナシ沢川、 松手沢川、寺沢川、 細沢川、白沢川、ネ タ沢川、荒川（西荒 川支流）、東ハナレ 沢川及び造林小屋沢 川）の区域	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	令和6 (2024)年 1月1日 から令和15 (2023)年 12月31日ま で	矢板市 塩谷郡 塩谷町
内 共 第 4 号	日光市 矢板市 那須塩原市	那須塩原市塩原地先 箒川発電所取水堰堤 より上流の箒川及び 支流（竜化沢川、び わが沢川、不動沢 川、鹿股川、野地湯 沢川、桜沢川、甘湯 沢川、平井沢川、追 沢川、赤沢川、シラ ン沢川、ツル沢川、 大塩沢川、うとう沢 川、モモの木沢川、 ちょうちん岩沢川、 赤川、後沢川、鎌研 沢川、ドーツンボ沢 川、今尾頭川、元尾 頭沢川、栃の木沢川 及びクードン沢川） の区域	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	令和6 (2024)年 1月1日 から令和15 (2023)年 12月31日ま で	日光市 矢板市 那須塩原市

内共第5号	真岡市 芳賀郡 益子町 市貝町 芳賀町 塩谷郡 高根沢町	茨城県境より上流の小貝川及び支流(ぐみ川、百日鬼川、大羽川、小宅川、大川及び桜川)の区域	第5種共同漁業	にじます漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	真岡市 芳賀郡 益子町 市貝町 芳賀町 塩谷郡 高根沢町
内共第6号	真岡市 さくら市 芳賀郡 芳賀町 塩谷郡 高根沢町	茨城県境より上流の五行川及び支流(江川、行屋川、野元川、井沼川、大沼川及び冷子川)の区域	第5種共同漁業	にじます漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	真岡市 さくら市 芳賀郡 芳賀町 塩谷郡 高根沢町
内共第7号	宇都宮市 日光市 小山市 真岡市 さくら市 下野市 河内郡 上三川町 塩谷郡 塩谷町 高根沢町	茨城県境より日光市高德地先道谷原発所取水堰堤に至る鬼怒川及び支流(江川、西鬼怒川、松川、清水川、泉川、寺小路川、松原川、土佐川、大谷川(華巖滝壺より下流の区域)、志渡淵川、蛇沢川、丸見川、鳴沢川、ヒネリギ沢川、中ノ沢川、赤沢川、小岩沢川、犬母沢川、稻荷川、天狗沢川、田母沢川、根通沢川、芦沢川、荒沢川、左沢川、カマカタ沢川、白石川、遅沢川、古大谷川、板穴川(日光市栗原地先東武鉄道鬼怒川線鉄橋より下流の区域及び旧日光市と旧今市市境より上流の区域)、丁字沢川及び冷沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 しまどじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	宇都宮市 日光市 小山市 真岡市 さくら市 下野市 河内郡 上三川町 塩谷郡 塩谷町 高根沢町
内共	日光市 中宮祠	華巖滝落口より上流の大谷川(通称大尻)	第5種共同漁業	ひめます漁業 さくらます・	1月1日から12月	令和6(2024)年	日光市 中宮祠

第8号	奥日光	川)、中禅寺湖、外山沢川、ツメタ沢川、柳沢川、清水川、大橋川、観音泉及び西の湖の区域	業	やまめ漁業 びわます(通称ほんます)漁業 にじます・スチールヘッドトラウト漁業 ブラウントラウト漁業 レイクトラウト漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	31日まで	1月1日から令和15(2023)年12月31日まで	奥日光
内共第9号	日光市	日光市栗原地先東武鉄道鬼怒川線鉄橋より上流旧日光市と旧今市市境までの板穴川及び支流(砥川、東又沢川、シャジ沢川、ハタノ沢川、花菱沢川、ネベ沢川、小百川、石見川、小沢入沢川、大井沢川、六方沢川、カペラ沢川、山の神沢川、柳沢川、金掛沢川及び横手沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2023)年12月31日まで	日光市
内共第10号	日光市	日光市高德地先道谷原発電所取水堰堤より上流川治ダムに至る鬼怒川及び支流(木戸ヶ沢川、上井戸沢川、古釜沢川、小原沢川、金草沢川、鈴倉沢川、堰場川、ヒカゲ沢川、七久保沢川、野沢川、逆川、カプト沢川、越路沢川(逆川支流)、大下沢川、清水川、男鹿川(五十里ダム湛水区域通称	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2023)年12月31日まで	日光市

		五十里湖を含む。)、坂本沢川、穴沢川、湯西川(野岩鉄道鉄橋より下流五十里ダム湛水区域通称五十里湖の区域)、大畑沢川、富沢川、唄の沢川、大塩沢川、小塩沢川、クマイ沢川、ジゴク沢川、仏の沢川、シッペイ沢川、白倉沢川(日光市独鉾沢地先で男鹿川と合流)、アテラ沢川、芹沢川、モチマル沢川、カベフサク沢川、ケロロ沢川、入山沢川、見通沢川、松倉沢川、焼山沢川、中の沢川、サンガイ沢川、タケノ沢川、沼沢川、クラカチ沢川、フーザン沢川、平沢川、芦ノ沢川、尾頭沢川、田代沢川、井戸沢川、白倉沢川(日光市上三依地先で男鹿川と合流)、櫛入沢川、大室沢川、越路沢川(日光市横川地先で男鹿川と合流)、峠沢川、水上沢川、ウドケ沢川、紅藤沢川、オガクラ沢川、白滝沢川、ムジナ沢川及び桂沢川)の区域					
内共第11号	日光市	鬼怒川支流(田茂沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業にじます漁業いwana漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	日光市
内共第	日光市	野岩鉄道鉄橋より上流の湯西川(五十里ダム湛水区域通称	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業にじます漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日	日光市

12号	五十里湖及び湯西川ダム湛水区域通称湯西川湖を含む。)及び支流(アテラ沢川、ヒロ沢川、打越沢川、オクタボリ沢川、猿沢川、赤下沢川、竹沢川、万栗沢川、栗山沢川、フリウギ沢川、メンボリ沢川、コブリユウ沢川、長沢川、二段ノ沢川、平沢川、トチクボ沢川、ナナクバタ沢川、穴山沢川、峠の沢川(平沢川支流)、持丸沢川、前沢川、滝倉沢川、大ハチガミ沢川、ウツルギ沢川、木ノ沢川、水呑沢川、白滝沢川、ヌーグラ沢川、セバカミ沢川、カラクラ沢川、ハダノ沢川、クマトリ沢川、ユナゴ沢川、七曲沢川、ケイダ沢川、赤沢川、堂の沢川、サカシ沢川、橋立沢川、ジョウゴ沢川、石橋沢川、藤花沢川、峠の沢川(橋立沢川支流)、マグウリュウ沢川、三河沢川、クヅウ沢川、枝クヅウ沢川、熊生沢川、悪至沢川、中モヤ沢川、三ツ木沢川、オオトリ沢川、コズレ沢川、引田小屋沢川及び大仁田沢川)の区域	いwana漁業 わかさぎ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	から令和15(2033)年12月31日まで				
内共第13号	日光市	川治ダムより上流川俣ダムに至る鬼怒川(川治ダム湛水区域を含む。)及び支流(ウツギ沢川、大浜沢川、小浜沢川、戸	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日ま	日光市

		中沢川、西沢川、幡城沢川、稲ヶ沢川、波遊沢川、たつみ沢川、板木沢川、横手沢川、大滝沢川、サル沢川、坂船沢川、野尻沢川、ウスクボ沢川、萱刈沢川、ヒヤタル沢川、ハチガ沢川、細根沢川、江戸川、唐滝沢川、土呂部川、フドウ沢川、江戸沢川、滝尻沢川、栗の木沢川、穴場沢川、オッパタ沢川、サワラ山沢川、ハダ沢川、木戸沢川、キシロ沢川、タチグラ沢川、シダミ沢川、荷場沢川、ツメタキ沢川、唐沢川、中フテ沢川、上唐沢川、下唐沢川、中の沢川、三沢川、八重沢川、モトガヤ沢川、下ノ沢川、深沢川、上タケ沢川、野門沢川及び大事沢川) の区域		こい漁業 かじか漁業		で	
内共第14号	日光市	川俣ダムより上流の鬼怒川(川俣ダム湛水区域通称川俣湖を含む。)及び支流(サッサヌキ沢川、熊野沢川、楡の木沢川、門森沢川、中沢川、下の沢川、鑄沢川、湯沢川、コイ沢川、黒沢川、魚沢川、コザ池沢川、手白沢川、新助沢川、一里沢川、ウルシノ沢川、オソノ沢川、馬坂沢川、越野沢川、無砂谷沢川、イセノ沢川、クヅクラ沢川、ダキガイリ沢川、ナガフセリ沢	第5種共同漁業	ひめます漁業 さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	日光市

		川、コオドシ沢川、ハタノ沢川、セトノ沢川、井戸沢川、フキジ沢川、ニデン沢川、スリ沢川、ソバ石沢川、ジャクジ沢川及びオオイデ沢川)の区域					
内共第15号	宇都宮市 日光市 小山市 下野市 河内郡 上三川町	茨城県境より上流の田川及び支流(釜川、山田川、前川、逆川、寅己川及び赤堀川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	宇都宮市 日光市 小山市 下野市 河内郡 上三川町
内共第16号	栃木市 小山市 下野市 下都賀郡 壬生町 野木町 群馬県 邑楽郡 板倉町 埼玉県 加須市	埼玉県境より三杉川合流点に至る渡良瀬川(谷田川を除く遊水地を含む。)及び支流(思川(壬生町七ツ石地先桑原用水堰より下流の区域)、姿川(壬生町安塚地先淀橋より下流の区域)、黒川(上都賀郡境より下流の区域)、与良川、巴波川、永野川(鹿沼市下永野字倉本地先倉本橋より下流の区域)、柚井木川、赤津川(栃木市都賀町大柿地先国道293号線橋梁より下流の区域)、出流川及び江川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	栃木市 小山市 下野市 下都賀郡 壬生町 野木町 群馬県 邑楽郡 板倉町 埼玉県 加須市
内共第17号	鹿沼市	鹿沼市下永野字倉本地先倉本橋より上流の永野川及び支流(会沢川、塩沢川、大鹿川及び寺沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	鹿沼市

				うなぎ漁業 かじか漁業		で	
内 共 第 18 号	栃木市 鹿沼市	壬生町七ツ石地先桑 原用水堰より上流鹿 沼市柏木地先柏木養 蚕場堰に至る思川及 び支流（大芦川（鹿 沼市下大久保地先下 大久保堰下流の区 域）、南摩川、沢ノ 入沢川、栗沢川、西 ノ入沢川、栗野川、 追地沢川、大栗沢 川、境沢川、はねば み沢川、水沢川、天 出沢川、小曾沢川、 尾ざく沢川、福ヶ沢 川、五月沢川及び小 川沢川）の区域	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	令和6 (2024)年 1月1日 から令和15 (2033)年 12月31日ま で	栃木市 鹿沼市
内 共 第 19 号	鹿沼市	鹿沼市下大久保地先 下大久保堰より上流 の大芦川及び支流 （上山沢川、栗ヶ沢 川、芝クレ沢川、塩 沢川、安沢川、里入 沢川、滝ヶ荒沢川、 小川沢川、東大芦 川、小桧沢川、萱の 手沢川、滝の沢川、 露平沢川、鍋ヶ沢 川、阿志沢川、奴沢 川、日光沢川（本沢 川合流点より上流の 区域）、本沢川、下 ノ子沢川、押越沢 川、重平沢川、樺ヶ 沢川、鬼来沢川、根 樽沢川、岩岳沢川、 日六沢川、日光沢川 （日六沢川支流）、 丸山沢川、焼山沢 川、棚入沢川、藤倉 沢川、地藏沢川及び 足尾沢川）の区域	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6 (2024)年 1月1日 から令和15 (2033)年 12月31日ま で	鹿沼市
内 共 第 20 号	鹿沼市	鹿沼市柏木地先柏木 養蚕場堰より上流の 思川（通称粕尾川） 及び支流（北村沢川	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業	1月1日 から12月 31日まで	令和6 (2024)年 1月1日 から令和15	鹿沼市

号		及び奥深沢川) の区域		あゆ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業		(2033) 年 12月31日ま で	
内 共 第 21 号	鹿沼市	荒井川及び支流(坂本沢川、御沢川、小川沢川及び川口沢川) の区域	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	令 和 6 (2024) 年 1月1日 から令和15 (2033) 年 12月31日ま で	鹿沼市
内 共 第 22 号	鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町	下都賀郡境より上流の黒川及び支流(行川、長畑川、西沢川、荒川、山窪川、日奈戸沢川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川) の区域	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	令 和 6 (2024) 年 1月1日 から令和15 (2033) 年 12月31日ま で	鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町
内 共 第 23 号	宇都宮市 鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町	壬生町安塚地先淀橋より上流の姿川及び支流(武子川、板橋川及び赤川) の区域	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	令 和 6 (2024) 年 1月1日 から令和15 (2033) 年 12月31日ま で	宇都宮市 鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町
内 共 第 24 号	足利市 栃木市 佐野市 群馬県 太田市 館林市 邑楽郡 邑楽町 板倉町	三杉川合流点より桐生川合流点に至る渡良瀬川及び支流(三杉川(佐野市関川町地先J R両毛線鉄橋より下流の区域)、越名新堀、越名沼排水路、秋山川、小曾戸川、前沢川、栃橋沢川、森沢川、栃木沢川、深堀沢川、大倉沢川、足倉沢川、	第5種 共同漁 業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 なまず漁業 うなぎ漁業	1月1日 から12月 31日まで	令 和 6 (2024) 年 1月1日 から令和15 (2033) 年 12月31日ま で	足利市 栃木市 佐野市 群馬県 太田市 館林市 邑楽郡 邑楽町 板倉町

		菊沢川、才川、矢場川（足利市南大町地先東武伊勢崎線より下流の区域）、旗川、大戸川、小戸川、出流川、彦間川、黒沢東川、沢西川、名草川、松田川（松田川ダム湛水区域通称まつだ湖を含む。）、小俣川、荒倉沢川及び桐生川（足利市小俣町地先大前葉鹿用水堰より下流の区域）の区域		かじか漁業			
内共第25号	日光市	群馬県境より上流の渡良瀬川及び支流（中の沢川、餅ヶ瀬川、畑の沢川、今倉沢川、上の沢川、四ツ穴沢川、栄松沢川、下中平沢川、押溜沢川、風倉沢川、瓜平沢川、巢上沢川、薙の沢川、庚申川、滝沢川、舟石沢川、笹向沢川、水面沢川、境沢川、内籠川、塩の沢川、都沢川、久良沢川、神子内川、大和田沢川、小保木沢川、立山沢川、大岩沢川、桧手沢川、黒沢川、立木沢川、メガネ沢川、梨子沢川、焼山沢川、赤土沢川、細鈴沢川、永手沢川、ケヤキ沢川、深沢川、仁田元沢川、久蔵沢川、安蘇沢川、足倉沢川、東利根倉沢川、長手沢川、松木川（濁沢川合流点まで）、三沢沢川及び小足沢川）の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業にじます漁業いわな漁業うぐい漁業かじか漁業	1月1日から12月31日まで	令和6(2024)年1月1日から令和15(2033)年12月31日まで	日光市
内共	芳賀郡茂木町	茨城県境より上流の桧山川の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業	1月1日から12月	令和6(2024)年	芳賀郡茂木町

第26号		業	うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 どじょう漁業 かじか漁業	31日まで	1月1日 から令和15 (2023)年 12月31日ま で
------	--	---	--	-------	---

(2) 免許予定日

令和6(2024)年1月1日

(3) 申請期間

令和5(2023)年8月1日から同年9月30日まで

2 区画漁業

(1) 公示番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、漁業の名称、漁業の時期、存続期間及び地元地区

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	地元地区
区第1号	鹿沼市	鹿沼市枳窪地内枳窪沼	第2種区画漁業	こい養殖漁業	1月1日 から12月 31日まで	令和6 (2024)年 1月1日 から令和10 (2028)年 12月31日ま で	鹿沼市

(2) 免許予定日

令和6(2024)年1月1日

(3) 申請期間

令和5(2023)年8月1日から同年9月30日まで

調達等公告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5(2023)年6月6日

栃木県知事 福田 富一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

1 ①住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守等に関する業務委託一式 ②栃木県総合政策部市町村課 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 ③購入等 ④令和5(2023)年4月1日 ⑤地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25 ⑥41,557,969円 ⑦随意契約 ⑨特例政令第11条第1項第1号

2 ①共用コンピュータ機器賃貸一式 ②栃木県経営管理部行政改革ICT推進課 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 ③借入 ④令和5(2023)年4月1日 ⑤富士通Japan株式会社栃木支社 栃木県宇都宮市東宿郷4-2-24 ⑥19,110,718円(月額) ⑦随意契約 ⑨特例政令第11条第1項第1号

3 ①GIGAスクール運営支援センター整備事業一式 ②栃木県教育委員会事務局教育政策課 栃木県宇都

- 宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和5(2023)年4月1日 ⑤株式会社スキット 栃木県宇都宮市清住2-5-10 ⑥108,908,800円 ⑦随意契約 ⑨特例政令第11条第1項第2号
- 4 ①ICカード運転免許証作成システム機器の消耗品カード 予定数量245箱 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和5(2023)年4月13日 ⑤株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1-1-1 ⑥477,000円(1箱単価) ⑦一般競争入札 ⑧令和5(2023)年2月17日 ⑩最低価格
- 5 ①ICカード運転免許証作成機器等一式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④令和5(2023)年4月28日 ⑤株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1-1-1 ⑥17,940,000円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和5(2023)年3月17日 ⑩最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5(2023)年6月6日

栃木県総務事務センター所長 長 島 隆

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①総合庶務事務システム改修業務(定年の段階的引上げ等への対応業務)委託一式 ②栃木県総務事務センター 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和5(2023)年4月3日 ⑤株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4-1-16 ⑥45,518,000円 ⑦随意契約 ⑨特例政令第11条第1項第2号

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5(2023)年6月6日

栃木県下水道管理事務所長 寺 内 修 一

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K2205 1種1号)第3回目 購入見込数量227kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和5(2023)年5月18日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535番地12 ⑥75.70円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧令和5(2023)年1月20日 ⑩最低価格

(会計局会計管理課)